仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)

の規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条

平成二十三年六月二十八日

提出者

議会運営委員会 委員長 庄 司 俊 充

仙台市議会議長

野 田 譲 様

次のように改正する。 仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例(平成二十三年仙台市条例第十五号)の一 仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 部を

附則中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。

則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い、 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等 所要の規定の整備を行うため、 現行条例の一部を